

消費税の免税事業者に聞いてもらいたい

NPO の会計担当者さん  
ご確認ください

# 消費税インボイス制度セミナー

同時開催！ネットで発行される領収書の保存方法が変わる!? 電子帳簿保存法改正の説明も行います

日時：2022年1月12日(水) 14時～16時

会場：OKBふれあい会館 401 会議室&オンライン

講師：鳥居翼氏 (鳥居翼税理士事務所 所長)

2023年10月から始まるようだけど、インボイス制度って何ですか？



年間売上が1,000万円を超える消費税課税事業者は、消費税の仕入税額控除の適用を受けるために**適格請求書(インボイス)**の保存が必要になる制度です。2021年10月からインボイスの交付ができる「適格請求書発行事業者」の登録が始まりました。

そうすると、税務署に消費税課税事業者届出書を出していない消費税免税事業者には、あまり関係ない制度なのでしょうか。



そうでもなくて…。課税事業者はやらないと損をしてしまいますが、免税事業者も無関係ではなく、むしろ影響が大きいかもしれません。課税事業者が**仕入税額の控除**を行うためには、インボイスが必要なのですが、**インボイスを発行できるのは課税事業者だけ**なのです。課税事業者が仕入税額の控除を行うためには、インボイスを発行できる事業者と取引をする必要があり、免税事業者は**取引相手から外される**可能性があります。これからも課税対象売上が1,000万円を超えなければ免税事業者を選択できますが、取引相手によっては、今まで免税事業者だった団体も課税事業者となって、**消費税の納税**を行う必要が出てくるかもしれません。他にも色々制度について話したいこともあって、話を聞いたうえで団体としてどうするか判断いただきたいところなのですが…

(これはちょっと長そうだ…) それでは、チラシのスペースも無いので



続 き は セ ミ ナ ー で !



参加費：1人1,000円 定員(先着順)：会場10名、オンライン40名

お支払方法 会場：当日お支払ください。オンライン：お申込み後に案内いたします。(Peatixを使う予定です。銀行口座へ直接の振込をご希望される場合はご連絡ください。※振込手数料はご負担いただきますよう、お願いいたします)

申込み 裏面申込記入事項について、メールまたはFAXにてお問合せ先まで、ご連絡ください。

締切日 2022年1月7日(金)

お問合せ先 ぎふNPOセンター 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3階

TEL:058-275-9739 FAX:058-372-8502 E-mail:npo@gifu-npocenter.org

**FAX****058-372-8502**

2022年1月12日 消費税インボイス制度セミナー 申込締切：2022年1月7日(金)

参加者氏名	
団体名	
団体住所	〒
連絡先電話	— —
E - M a i l	
参加方法	・会場 ・オンライン
消費税課税事業者 ですか	・はい ・いいえ ・分からない ・その他( )
講座で聞きたい こと	
備考	※オンライン参加の場合、銀行口座へ直接振り込まれることを希望される場合は、備考にその旨をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は、適正に管理し、本事業運営上の連絡のみに使用させていただきます。

**※オンラインの場合は Web 会議サービスの「Zoom」を使って行います**

事前に接続環境の整備など、Zoom が使えることの確認をお願いいたします。Zoom の使い方が分からないなどご不明な点やご不安なことがありましたら、導入方法や使い方の説明などをいたしますので、ぎふ NPO センターまでご連絡ください。

セミナー当日は、準備等で対応できない場合があります。事前の準備をお願いいたします。